

【プラスチックに関する消費者団体との懇談会】

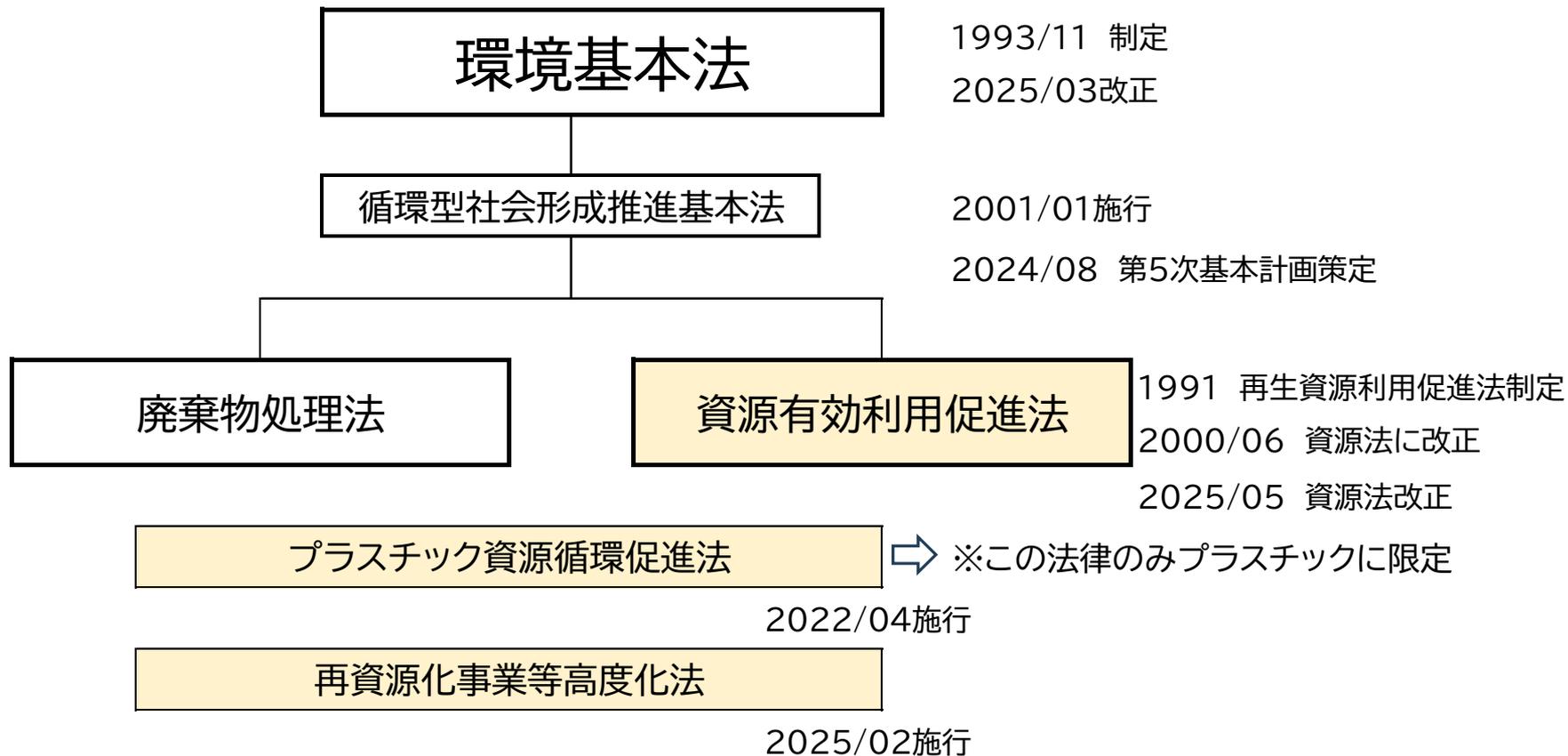
プラスチックに関する 国内の政策動向について

2026年2月26日
日本プラスチック工業連盟

1. 最近の法制定・改正の動向
2. 促進法制定後の状況
3. 資源法改正について
4. 法改正に関連した動き

■循環型社会を形成するための法体系

(製品・廃棄物全般を対象とした規制)



(個別製品の特性に応じた規制)

容器包装
リサイクル法

家電
リサイクル法

食品
リサイクル法

建設
リサイクル法

自動車
リサイクル法

小型家電
リサイクル法

参考: 関連法の正式名称

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(促進法)
- ・資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(高度化法)
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律(資源法)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)
- ・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX推進法)
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容リ法)

国内外の法規制動向

【国内】

■促進法

2022年4月施行

- ・環境配慮設計
- ・使い捨てプラの使用を合理化
- ・自治体、製造・販売事業者等による再資源化スキームの整備
- ・対象はプラスチック全般

■高度化法

2025年2月一部施行

- ・特定産業廃棄物処分業者の指定
- ・上記事業者の処分量報告の義務化
- ・対象は鉱物資源、プラスチック、バイオマス、土石、建設材料

■資源法

2025年5月改正、2026年4月施行予定

- ・対象:指定脱炭素化再生資源利用促進事業者
- ・資源:いくつかあるものの、まずはプラスチック
- ・用途:自動車、家電4品目、容器包装(食品用途(飲料用PETを除く)、医薬品は除外)
- ・再生プラスチックの利用に関する計画作成、国への計画提出、進捗報告の義務化

⇒食品用途の検討へ(第4項)

【EU】

■包装及び包装廃棄物規則(PPWR)

2026年8月施行、二次法は順次制定

- ・プラスチックリサイクル率(重量%)
 - 2025年12月31日まで 50%
 - 2030年12月31日まで 55%
- ※2030年以降、包装ごとの再生材含有率も規定

■使用済み自動車(ELV)規則(案)

EU理事会と欧州議会が暫定合意

- ・自動車の再生材含有率を規定
 - 施行6年後 15%
 - 施行10年後 25%
 - ・20%はcar to carリサイクル
- ⇒日本国内の検討加速(第4項)

■使い捨てプラスチック製品指令(SUPD)

2019年7月施行

- ・一部使い捨てプラスチック製品の削減、流通禁止等

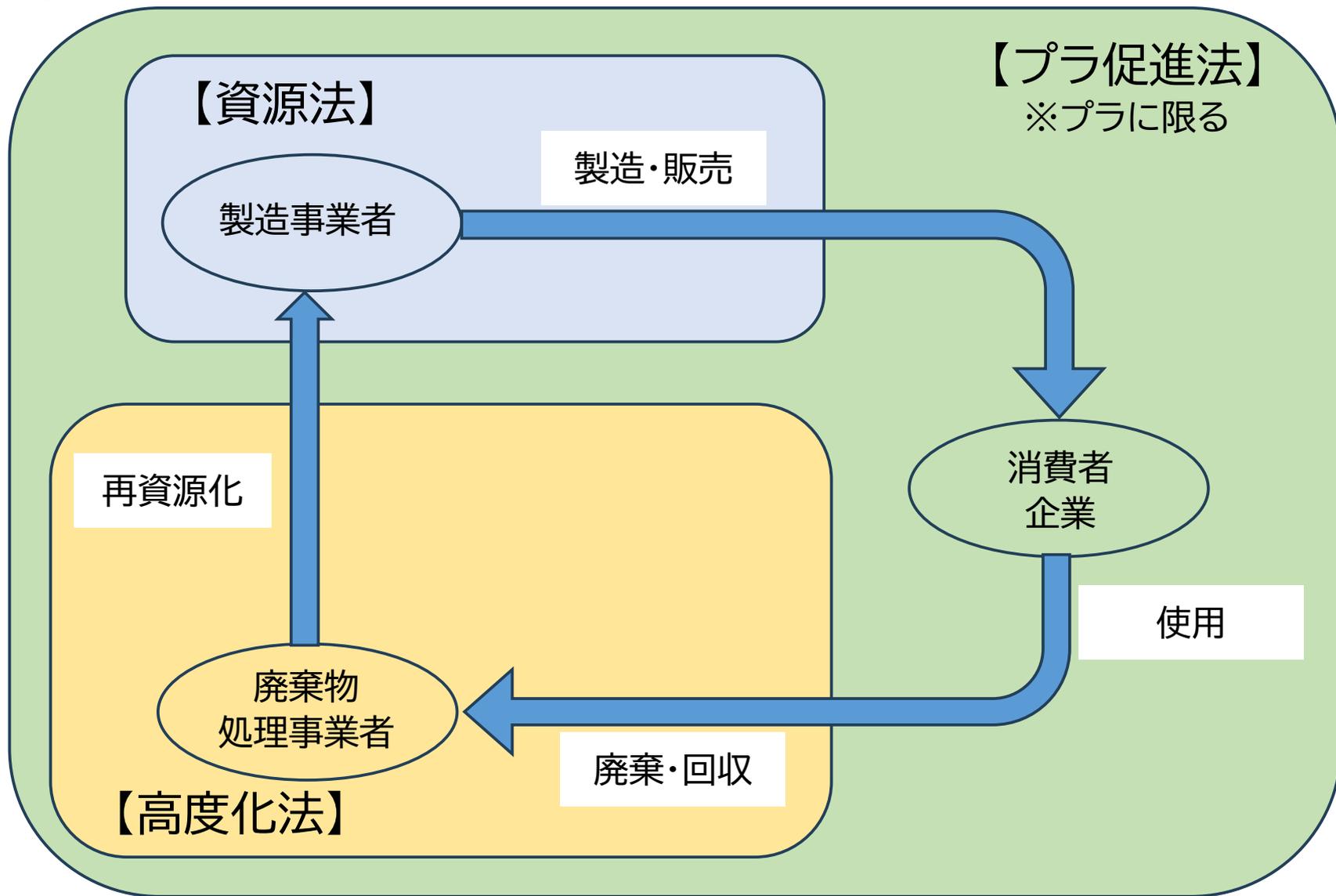
■持続可能な製品のためのエコデザイン規則(ESPR)

2024年7月施行

- ・物理的製品の環境配慮設計義務
 - ※プラスチックに限定しない
- ・デジタル製品パスポートの創設

国内法の対象範囲

国内三法で資源循環



1. 最近の法制定・改正の動向
2. 促進法制定後の状況
3. 資源法改正について
4. 法改正に関連した動き

■プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 2022年4月施行

【法制化の背景】…プラスチック資源循環戦略(2019年5月)より
プラスチックの有用性は認めるが、以下の課題がある

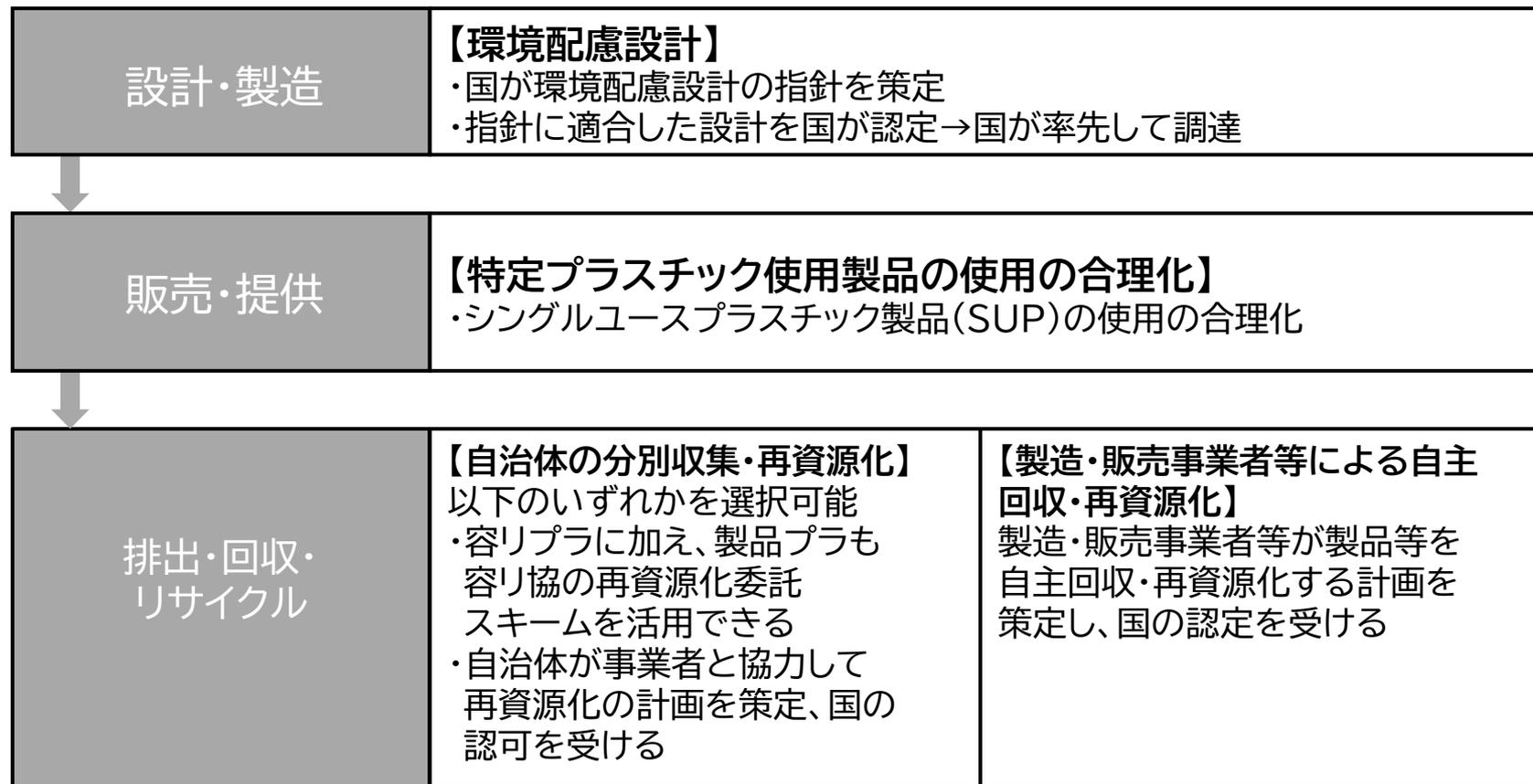
- ・他素材と比較し、再生利用率が低い
 - ※他素材:鉄、アルミニウム、ガラス、紙、木材など
- ・資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題

【特徴】

- ・プラスチックという素材に特化した法律
- ・製品設計、製造・販売、使用、回収、リサイクル等、ライフサイクル全般が対象
- ・容器法にて既に規制されている容器包装用プラスチックを含め、プラスチック製品全般が対象
- ・プラスチックの3R+Renewableを促している

(参考)日本における容器包装用プラスチックの再資源化について
容器法に基づき、自治体が一般家庭から排出される容器包装用プラスチックを分別回収し、
EPR制度により日本容器包装リサイクル協会が再資源化事業者に再資源化を委託する

■促進法の骨子概要は以下の通り



促進法施行後の動向

■促進法施行後の状況概略は以下の通り

設計・製造	【環境配慮設計】 <ul style="list-style-type: none">・国が4製品分野で認定(2025年7月) 文具、清涼飲料用ペットボトル容器、家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器・上記4分野で41製品を認定(2026年2月)	
※参考:経済産業省HP情報 https://www.meti.go.jp/press/2025/02/20260210002/20260210002.html		
販売・提供	【特定プラスチック使用製品の使用の合理化】 <ul style="list-style-type: none">・各業界、各企業でSUPの使用の合理化が進んでいる(参考)新規業界団体立ち上げ<ul style="list-style-type: none">・アメニティ・リサイクル協会(2022年11月設立)・日本カトラリー・ストロー協会(2024年5月設立)	
排出・回収・リサイクル	【第32条ルート】 <p>容り法の指定法人に委託して再商品化を行う方法</p> <ul style="list-style-type: none">－促進法施行後、新たに227自治体が容器包装プラの回収を開始(2026年1月現在)	【第33条ルート】 <p>認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法</p> <ul style="list-style-type: none">－41自治体が認定(2026年1月現在)

1. 最近の法制定・改正の動向
2. 促進法制定後の状況
3. 資源法改正について
4. 法改正に関連した動き

■資源の有効な利用の促進に関する法律 2025年5月改正、2026年4月施行

【改正の背景】

- ・地球温暖化対策、エネルギーの安定供給、脱炭素社会を経済成長の機会に変えるため、GX推進法と連動させる
- ・脱炭素化と経済成長の両立をめざす循環経済への移行を促進

【改正内容】

- ・脱炭素化の促進のために利用する再生資源を原材料として利用することが必要な製品を指定
- ・対象となる事業者を指定し、計画策定と定期報告を義務付ける
- ・追加対象はプラスチック、ベースメタル、レアメタルなど

改正資源法の対象資源選定

■脱炭素化再生資源の指定要件

指定要件	プラスチック
【脱炭素化】 再生資源を利用することで天然資源の利用量を削減し、CO2の排出量を大きく低減できること	化石原料の使用削減によりCO2排出量を大きく低減
【原材料の海外依存度】 安定供給が求められること	原料の石油は海外依存度が高い
【再生資源の利用状況】 技術的・経済的に再生資源が利用可能であるにも関わらず、市場に任せては十分に利用されていない	年間800から900万トン廃プラスチックが発生しているにも関わらず、国内での再生資源の利用率は5%程度にとどまっている

まずはプラスチックから

⇒日本で初めて再生プラスチックの利用が義務化される

指定脱炭素化再生資源利用促進製品の選定

■用途(業界)毎の判定結果

指定要件	容器包装	電気電子機器	自動車
脱炭素化 (プラ消費量)	約350万トン	約130万トン	約115万トン
技術要素 市場管理	<ul style="list-style-type: none">・容リ法に基づく回収ルートが確立・再生材の容器包装用途への利用が進んでいない	<ul style="list-style-type: none">・家電リサイクル法に基づく回収ルートが確立・再生材の家電4品目への利用が進んでいない(約1万トン)	<ul style="list-style-type: none">・自動車リサイクル法に基づく回収ルートが確立・再生材の自動車への利用が進んでいない(安全性確保等の観点)・環境省にて検討中
その他	食品接触用途、医薬品用途は他の法律での制約があるため、今回は対象外		EUでELV規則を検討中

資源法における対象企業の責務

■対象企業(指定脱炭素化再生資源利用促進事業者)

各製品を製造、使用、輸入する企業

■企業の責務

対象となる企業は、再生プラスチックの利用に関する 計画を作成、国に提出し、その進捗を 毎年国に報告しなければならない

■数量の要件

年間の生産、使用、輸入量で規定

	容器包装	電気電子機器	自動車
基準値	1万トン以上/社	5万台以上/社	1万台以上/社
市場カバー率	国内市場の6割	国内市場の9割	国内メーカーのすべて

■スケジュール

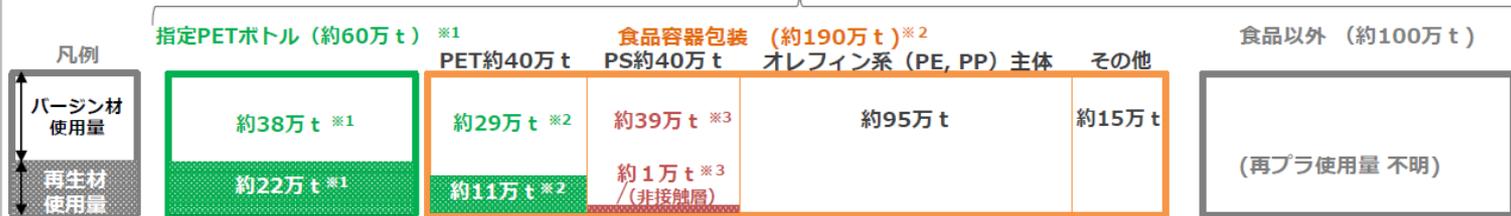
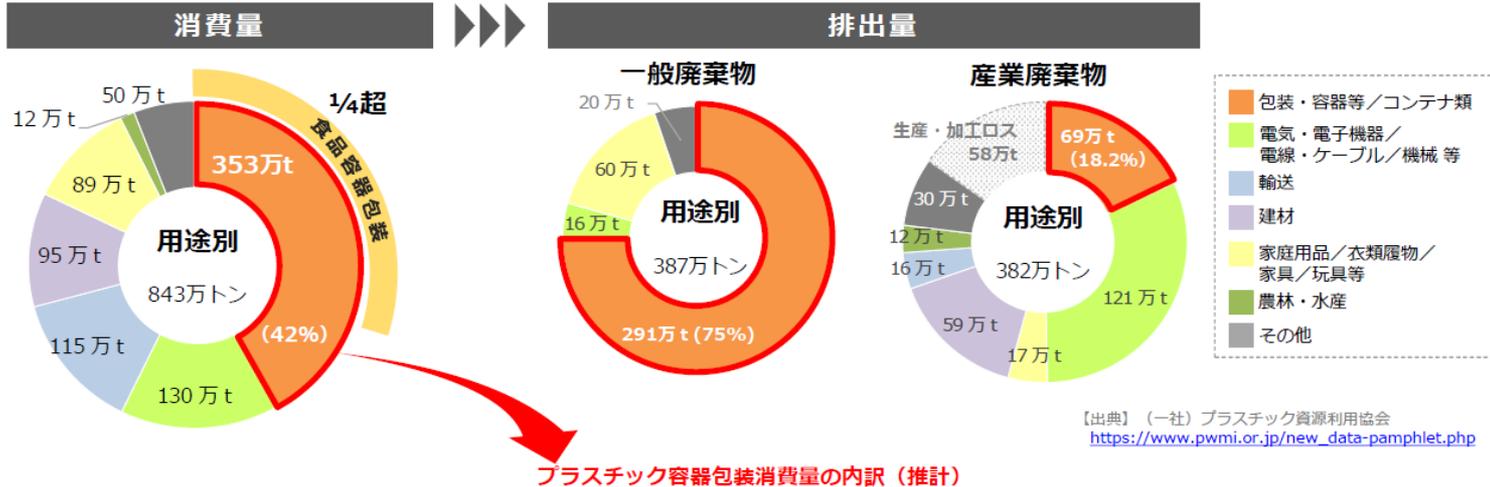
- ・2026年 4月 施行
- ・2027年9月末 計画提出
- ・2028年9月末 報告提出(以降、毎年提出)

1. 最近の法制定・改正の動向
2. 促進法制定後の状況
3. 資源法改正について
4. 法改正に関連した動き

食品用途プラ①：農林水産省タスクフォース(量的バランス)

プラスチックの消費量及び排出量と食品容器包装の位置付け

- 国内のプラスチック製品の消費・排出量のうち容器包装類が4～5割程度を占め、多くが一般廃棄物として家庭から廃棄されている。
- プラスチック製品全体の1/4以上を食品容器包装が占める。



【出典】 (一社) プラスチック資源利用協会及びPETボトルリサイクル推進協議会資料等から農林水産省作成
 ※1. PETボトルリサイクル推進協議会「年次報告書2024」の2023年度実績。食品容器包装向けの再生PET利用は、再生PET利用製品・利用量のうち、食品用トレイ、食品用中仕切の合計を参照。
 ※2. 富士キメラ総研「2023年パッケージングマテリアルの現状と将来展望市場調査レポート」等に基づき、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が整理した材質別の利用量推計値(非公表)の合計
 ※3. データは日本食品容器工業会「PSP容器的自主的回収量」及び(一社)プラスチック資源利用協会「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況 マテリアルフロー図」を参照。

※農林水産省:食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース(第1回)より引用
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/index.html>

※食品衛生法上の観点から改正資源法の対象から外れる

食品用途プラ②：農林水産省TF(求められる機能)

食品容器包装に求められる機能

- 食品容器包装は、食品の品質保持、流通保管の効率向上、利便性の向上などの機能を持ち、食材ごとに求められる機能は異なる。
- 単一素材で実現困難な場合は、**複数素材をラミネートして複層化**することで成り立っている。

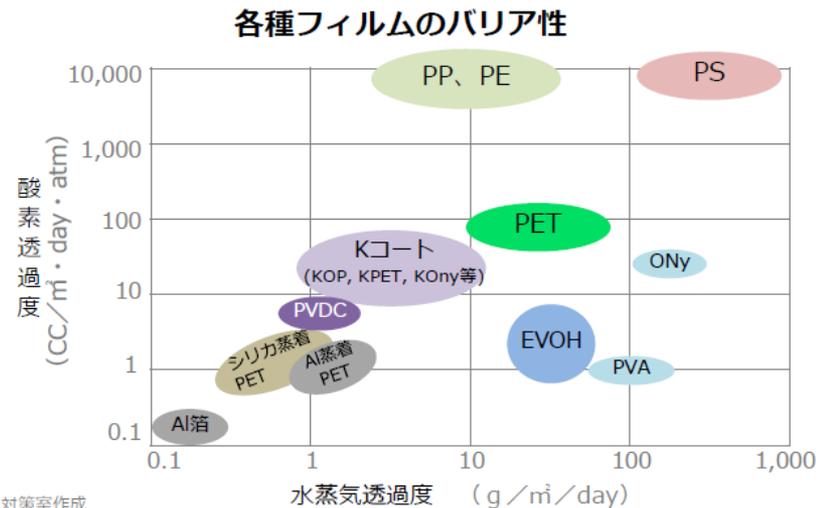
求められる機能	
機械的性質	機械強度
	耐ピンホール性
	剛性・耐屈曲疲労性
耐候的性質	耐熱性／耐寒性
	耐水性
	遮光性／透明性
耐溶剤性	耐油性
	耐酸性／耐アルカリ性
バリア性	酸素バリア
	水蒸気バリア性
密閉性	ヒートシール性能
その他	印刷適性
	分離性・個包装
	保温性・断熱性
	電子レンジ適性

複層フィルム (多層フィルム、積層フィルム)



◆ 素材構成 (例)

PET 12μm	耐熱性、寸法安定性
PA 15μm	強度
アルミ箔 7μm	酸素バリア、遮光性
PP 60μm	シール性、耐熱性



【出典】(公社)日本包装技術協会「包装...知っとく知識 改訂2版」を参考に農林水産省食品ロス・リサイクル対策室作成

※農林水産省:食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース(第1回)より引用

■品質面

- ・食品接触用途における異物・不純物などの混入による食品安全衛生悪化の懸念
- ・高機能が故の再生材の品質設計の難しさ
- ・現行MR(マテリアルリサイクル)品が低品質
⇒CR(ケミカルリサイクル)品であれば一気に解決

■高コスト

- ・許容しがたいコストアップ
⇒特にCR品は高い

■使用可能な再生材供給安定体制

- ・現状使用可能なMR品はPETボトル、白色トレイなどに限定される
- ・CR(ケミカルリサイクル)品が安定的に供給されるのは早くとも2030年以降？
⇒現状はCR品使用の否定的材料

■その他

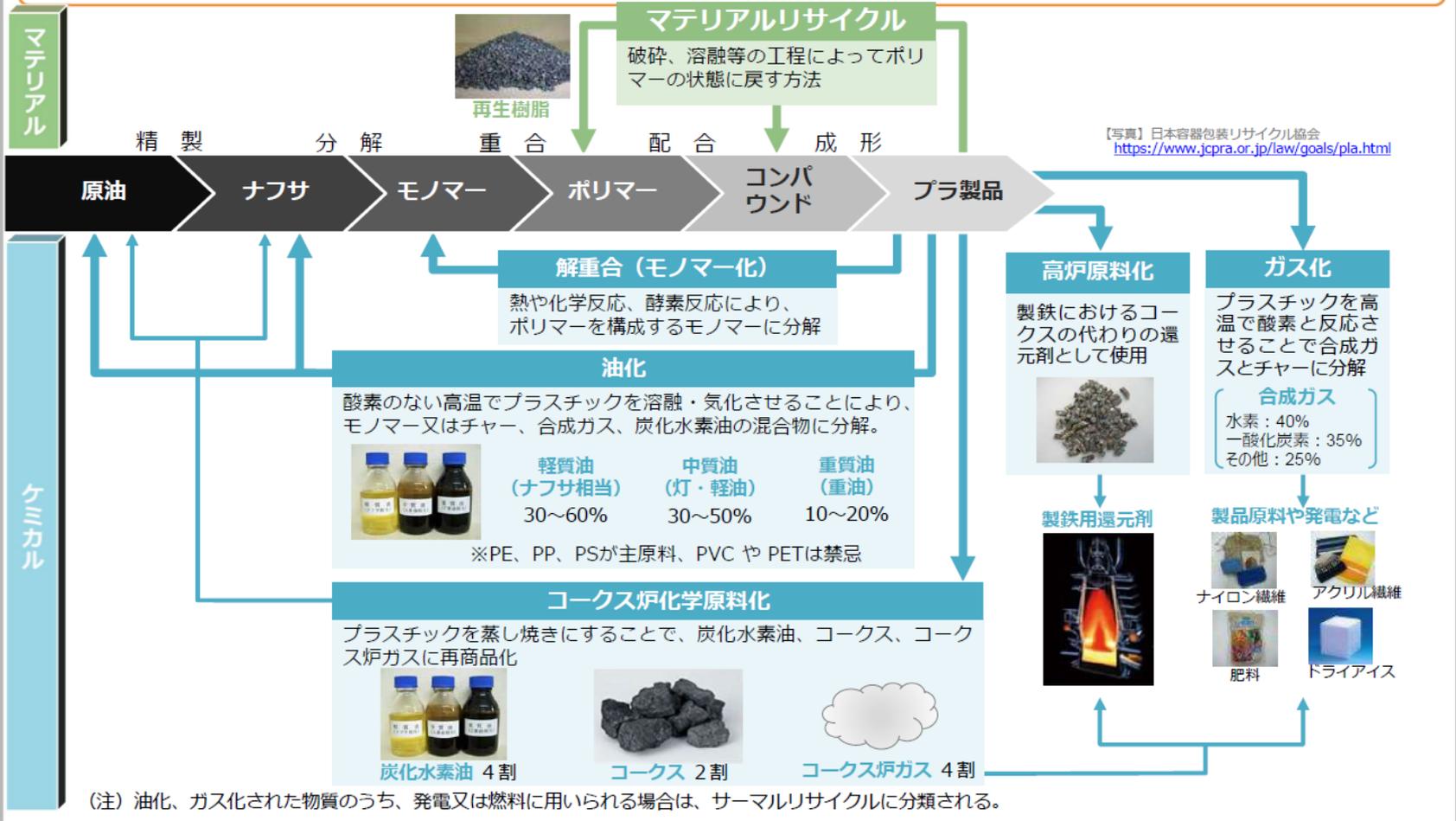
- ・複層フィルムはMRでは難しい

2026年5月をめどに今後の取組み方向を決定する

食品用途プラ④：農林水産省TF(リサイクル手法)

プラスチックリサイクルの手法

- プラスチックのリサイクル技術は、廃プラから、粉碎・洗浄・造粒などの工程を経て再利用できる形に加工するマテリアルリサイクル (MR)、廃プラを一度化学的に分解し、元の原料であるモノマーやナフサとして再生利用するケミカルリサイクル (CR)、廃プラを燃やして熱エネルギーとして回収するサーマルリサイクル (TR) に大別される。



※農林水産省：食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース(第1回)より引用

産官学コンソーシアム設立の背景・目的

背景

- 我が国は「循環経済」への移行を国家戦略として掲げ、プラスチック資源循環戦略においては2030年度までにプラスチックの再生利用を倍増するというマイルストーンを掲げている。しかし、**廃プラの約6割は熱回収、国内でリサイクルされたプラスチックの約7割が輸出されており、再生材の活用は進んでいない。**
- 一方、2023年7月に**自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化等が盛り込まれたELV（廃自動車）規則案**が提案されている。現状、自動車製造に対し、再生プラスチックはほとんど供給されておらず、グローバルなサプライチェーンを有する我が国企業への影響が懸念される状況。
- 自動車製造において再生材を活用していくためには、**高品質な再生材の流通量を拡大する必要があり、我が国において未だ十分に発展していない再生材市場の構築が喫緊の課題。**

目的・進め方

- 本コンソーシアムは、ELV規則案の再生材利用義務化が見込まれる**2030年前半を見据え、我が国の戦略的対応について、産官学連携のもと取り組むべき事項を検討**するため、環境省が中心となり、経済産業省と連携して立ち上げるもの。
- 使用済みプラスチックの処理から、再生材製造、自動車製造まで、**サプライチェーンを横断する業界団体（下表の10団体）の参画を得て、今年度2回程度**行う。
- 環境省が行った参画団体へのヒアリングやマテリアルフロー分析を踏まえ、**サプライチェーン全体を網羅した課題分析**を行い、再生材供給・利用拡大に必要な**製造業とリサイクル業の連携による取組（設備投資や実証事業を含む）の必要性やその実現に向けた国の支援策について検討し、令和6年度内に「アクションプラン」**を取りまとめる。

※環境省:自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム(令和6年度第1回)より引用

https://www.env.go.jp/recycle/car/page_00007.html

目指す姿 (イメージ)

- 「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」の取り組みを通じて、質・量両面からのアプローチにより高品質な再生材の流通量拡大を進めるとともに、再生材の価値訴求を通じて、再生材市場の構築を進め、プラスチック資源循環を促進し、廃棄物の削減、リサイクル高度化を進める。
- 動静脈連携の取組を通じて、静脈産業・動脈産業*の双方における再生材の供給・利用の技術力を向上させ、グローバルな資源循環ビジネスを牽引する。

※本資料において、再生材供給側産業を「静脈産業」、再生材需要側産業を「動脈産業」と呼ぶ。

静脈産業の目指す姿

高度選別技術、コンパウンド技術を向上させ、動脈産業へ安定的に再生材を供給し産業競争力を強化

動脈産業の目指す姿

リサイクル設計、再生材の使いこなし、ブランディング力を向上させ、グローバルな競争力を強化

動静脈連携

【再生材原料の量の確保】

自動車由来およびその他由来の再生原料の回収・リサイクル率を高める

【再生材の質の確保】

自動車向けに利用可能な再生材の品質を見極め、需給双方からすり合わせを図る

【再生材の市場拡大】

再生材の価値を社会に訴求し再生材の利用率を高める

※環境省：自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム(令和6年度第1回)より引用

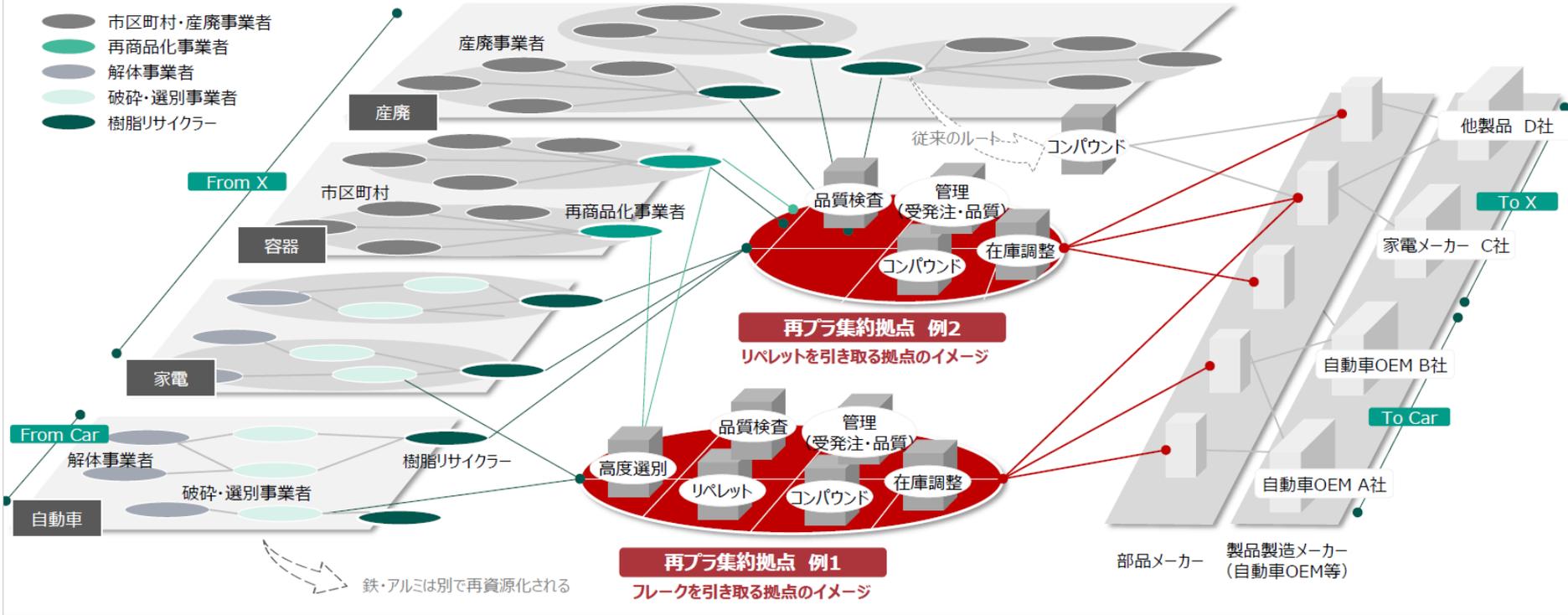
自動車関連③：産官学コンソーシアム(プラ集約拠点検討)

2) 技術産業・ものづくり産業向け再プラ製造産業創出フェーズ

再生プラスチック供給体制の構築に向けた集約拠点イメージ



- 既存のリサイクル法制度の下で資源回収され、製作されたフレークやリペレットを再プラ集約拠点に集約して、自動車等のものづくり産業向けに更なる高度選別やコンパウンド、品質検査を行い、各出口産業へ供給する。
- 再プラ集約拠点では品質向上・品質均一化に加え、ものづくり産業への供給に必要な、量・質の長期管理、受発注業務等を担う。



※環境省：自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアムWG②(令和7年度第2回)より引用

■ プラ集約拠点の検討

- ・大規模化、効率化、低コスト化、高品質化などを目指した構想の作成
- ・動静脈連携

■ 量の確保

- ・再生材市場の拡大に向けた課題解決
- ・廃自動車輸出の取扱い

■ 質の確保

- ・高品質廃プラスチックの確保
- ・高品質化の技術・システム開発

■ 低コスト化

- ・再資源化事業者等へのインセンティブ検討

■ その他

ご清聴ありがとうございました